

令和8年2月28日（土）に開催いたしました「令和7年度第2回通常組合会」において令和8年度の保険料が決定されました。

令和8年度の国民健康保険料（月額）等について

令和8年度の医療保険料、後期高齢者支援保険料、介護保険料（40歳～64歳の方）及び後期高齢者組合費（4種組合員）は据え置きとなります。

新たに子ども・子育て支援納付金を徴収することとなります。

なお、医療保険料は、所得割額等級の変動により月額保険料が増減する場合があります。

内訳は、次のとおりです。

1 医療保険料（月額）

（1）均等割額+所得割額

（単位：円）

区分	均等割額 イ	所得割額 ロ	医療保険料イ+ロ
1種組合員（事業主）	0	下表「（2）所得割額」のとおり	20,000～46,000
2種組合員（薬剤師）	0		11,500～46,000
3種組合員（薬剤師以外）	0		11,500～46,000
組合員の世帯に属する被保険者1人につき	6,800		6,800
世帯限度額			46,000

（2）所得割額

（単位：円）

等級	総所得金額等-43万円		1種組合員（事業主）	2種組合員（薬剤師）	3種組合員（薬剤師以外）
1	100万円未満		20,000	11,500	11,500
2	100万円以上	150万円未満	20,500	12,000	12,000
3	150万円以上	200万円未満	21,000	13,500	13,000
4	200万円以上	250万円未満	22,000	15,500	14,000
5	250万円以上	300万円未満	23,000	17,500	15,000
6	300万円以上	350万円未満	24,000	19,500	16,000
7	350万円以上	400万円未満	25,000	22,000	17,500
8	400万円以上	450万円未満	26,000	24,500	19,500
9	450万円以上	500万円未満	27,500	27,000	21,500
10	500万円以上	550万円未満	30,000	29,500	23,500
11	550万円以上	600万円未満	32,500	32,000	25,500
12	600万円以上	650万円未満	35,000	34,500	27,500
13	650万円以上	700万円未満	37,500	37,000	29,500
14	700万円以上	800万円未満	40,000	39,500	31,500
15	800万円以上	900万円未満	42,500	42,000	33,500
16	900万円以上		46,000	46,000	46,000

（注） 総所得金額等は組合員本人のみの令和7年度市民税・府県民税課税（非課税）証明書（令和6年所得）の内容とします。なお、国民健康保険分野の事務手続きにおいて、本人の同意を得ず、情報照会することが可能となっていますので、被保険者の所得情報については、マイナンバーを用いた情報連携により照会いたします。

裏面に続く

2 後期高齢者支援保険料（月額）

被保険者1人につき	4,600円
世帯限度額	15,000円

3 介護保険料（月額）

40歳～64歳の被保険者1人につき	5,300円
世帯限度額	11,000円

4 子ども・子育て支援納付金（月額）（新設）

18歳以上の被保険者1人につき	560円
-----------------	------

5 後期高齢者組合費（月額）

4種組合員1人につき	2,000円
4種組合員の世帯に属する被保険者1人につき	6,800円

ホームページのご案内

<https://kinki-yakuzaishi-kokuho.or.jp>

近畿薬剤師国民健康保険組合

文字サイズ 縮小 標準 拡大 検索



（連絡先）

近畿薬剤師国民健康保険組合
〒540-0019 大阪市中央区和泉町1丁目3番8号
大阪府薬剤師会 西館2階
TEL (06) 6946-9151 FAX (06) 6946-9153

